

医療法人財団明理会 介護老人保健施設

埼玉ロイヤルケアセンター

<入所サービス 運営規程>

(運営規程設置の趣旨)

第1条 この規程は、医療法人財団「明理会」が開設する介護老人保健施設「埼玉ロイヤルケアセンター」(以下「当施設」という。)が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 施設サービス計画にもとづいて、看護、医学的な管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話などの介護老人保健施設サービスを提供することで、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともにその者の居宅における生活への復帰を目指します。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びに他の介護保健施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスの提供を受けることができるよう努めるものとする。

(施設の名称等)

第4条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------------------|
| 一 名称 | 介護老人保健施設 埼玉ロイヤルケアセンター |
| 二 開設年月日 | 平成7年8月28日 |
| 三 所在地 | 埼玉県入間郡三芳町上富2181-5 |
| 四 定員 | 150人(うち認知症専門棟50人) |

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 常勤1人
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 医師 常勤1人(管理者兼務) 非常勤0.5人
医師は、利用者の症状に応じて、妥当適切に診察を行う。
- 三 薬剤師 非常勤0.5人
薬剤師は、薬の調剤、服薬管理を行う。
- 四 支援相談員 常勤2人
支援相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 五 看護職員 常勤12人 非常勤5.8人
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導、症状や心身の状況に応じた看護を行う。
- 六 介護職員 常勤42人 非常勤4.5人
介護職員は、利用者の心身の状況等に応じ、入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 七 理学療法士 常勤4人
理学療法士は、利用者の身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。
- 八 作業療法士 常勤4人
作業療法士は、利用者の身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。
- 九 言語聴覚士 常勤1人
言語聴覚士は、利用者の身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。
- 十 管理栄養士 常勤2人
管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導、栄養ケア計画の作成などを行う。
- 十一 介護支援専門員 常勤3人
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。
- 十二 事務職員 常勤7人
事務職員は、必要な事務を行う。

* 法定人員以上

(介護老人保健施設サービスの内容)

第6条 介護老人保健施設サービスの内容は、次のとおりとする。サービスは次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

- 一 次条に定める施設サービス計画にもとづき、漫然かつ画一的なサービスとならないように配慮し、サービスを提供する。
- 二 利用者の病状や心身の状況に応じ、その置かれている環境等に照らし、居宅での日常生活が可能かどうか定期的に検討し、その検討内容を記録するものとする。
- 三 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等をふまえて、利用者の療養を妥当適切に行うものとする。

- 四 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 五 利用者の病状や心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行うものとする。
- 六 利用者の病状や心身の状況に応じ、1週間に2回以上、適切な方法により入浴又は清拭を行うものとする。
- 七 利用者の病状や心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立支援、オムツ交換を行うものとする。また離床、着替え、整容その他日常生活上の世話をを行うものとする。
- 八 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。
- 九 食事は栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、予め作成した献立にそって適切な食事時間に提供し、できるだけ離床して食堂で行う。また利用者に対し、栄養食事相談を行うものとする。
- 十 常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。
- 十一 適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- 十二 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 十三 実施する加算項目は料金表による。

(施設サービス計画の作成)

第7条 管理者は、施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、利用者の能力、その置かれている環境等をふまえて利用者が抱えている問題点を明らかにし、自立生活を営む上で解決すべき課題を把握し、利用者や家族の希望、医師の治療方針をふまえ、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、利用者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- 一 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 二 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、文書料、その他費用等利用料を、利用者負担説明書にて説明を受け別に定める料金表にて支払いを受ける。
- 三 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 面会は、決められた時間（10：00～20：00）内で行うこと
- 二 外泊・外出を希望する場合は、所定の手続きにより事前に届出を出すこと
- 三 飲酒・喫煙は、原則禁止としており、やむを得ず喫煙をする場合は、決められた場所で行うこと
- 四 故意に施設又は備品等に損害を与えたり、備品を持ち出さないこと
- 五 火気の使用については、職員の許可のもと、指定の場所のみで行うこと
- 六 所持品・備品等の持込みは、限られた範囲とする
- 七 施設内での政治活動・宗教活動は行わないこと
- 八 施設内でのペットの飼育又は持込まないこと

(緊急時における対応方法)

第10条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関への連絡を行う等の適切な措置を行う。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な処置を講じるものとする。

(苦情処理)

第11条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(身体の拘束等)

第13条 介護老人保健施設入所サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限するような事は行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を医師が診療録に記載する。

(虐待の防止のための措置)

第 14 条 当施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号における措置を講ずるものとする。

- 2 虐待防止対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 3 虐待の防止のための基本方針を整備すること。
- 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年 2 回以上実施すること。
- 5 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第 15 条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 通報、消火、避難の各訓練については、年 2 回以上実施し、うち 1 回は夜間を想定した訓練を行うものとする。

(入退所)

第 16 条 当施設は、利用者の心身の状況及び病状並びに環境に照らし、看護・医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が認められた者を対象に、介護老人保健施設サービスを提供するものとする。

- 2 当施設は、正当な理由なく介護老人保健施設サービスの提供を拒みません。
- 3 当施設は、利用申込者の病状等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難と認められた場合には、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 当施設は、従業者の資質向上を図るための研修を設けるとともに、業務体制を整備する。

附 則

この規程は、平成 7 年 8 月 28 日を以って施行する。

平成 9 年	4 月	1 日	一部改正
平成 12 年	4 月	1 日	一部改正
平成 15 年	4 月	1 日	一部改正
平成 16 年	4 月	1 日	一部改正
平成 16 年	12 月	1 日	一部改正
平成 17 年	12 月	1 日	一部改正
平成 21 年	4 月	1 日	一部改正
平成 23 年	2 月	1 日	一部改正
平成 23 年	7 月	1 日	一部改正

平成24年	4月	1日	一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成27年	8月	1日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
平成30年	8月	1日	一部改正
令和1年	10月	1日	一部改正
令和3年	4月	1日	一部改正
令和6年	4月	1日	一部改正